

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害 補償等に関する条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日規則第 4 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日規則第 7 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 6 条）

第 2 章 補償及び福祉事業（第 7 条―第 24 条）

第 3 章 審査会（第 25 条・第 26 条）

第 4 章 雑則（第 27 条―第 33 条）

付則

## 第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項ただし書、第 5 条第 8 項、第 11 条ただし書、第 21 条、第 25 条第 8 項、第 26 条第 2 項、第 29 条第 1 項、第 30 条、付則第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに付則第 4 条第 1 項、第 2 及び第 3 項の規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第 1 条、第 2 条、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 23 条又は第 25 条第 1 項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、事業又は審査会をいう。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

**第 2 条の 2** 条例第 3 条第 1 項第 2 号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- （１） 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- （２） 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 1 条第 1 項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第 3 条第 1 項第 3 号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

（日常生活上必要な行為）

**第 3 条** 条例第 3 条第 2 項ただし書きの日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為

(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

（災害の報告）

**第 4 条** 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病者が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。

（認定及び通知）

**第 5 条** 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてそ

の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは、公務災害補償通知書、通勤により生じたものであると認定したときは、通勤災害補償通知書により、補償を受けるべき者に速やかに条例第4条第2項の規定による通知をしなければならない。

(認定委員会)

**第6条** 認定委員会は、委員長が招集する。

- 2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員は委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

## **第2章 補償及び福祉事業**

(補償基礎額)

**第7条** 補償基礎額は、23,000円を超えないものとする。

(療養の方法)

**第8条** 療養補償たる療養は、管理者の指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定医療機関」という。)において行う。

(給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償)

**第9条** 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額(当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第8条第1項の規定により管理者が最高限度額として定める額(以下この条において単に「最高限度額」という。))を補償基礎額とすることとされている場合にあつては、同項の規定の適用がないもの

とした場合における補償基礎額)に満たないときは当該満たない額(当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額)の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。

(休業補償を行わない場合)

**第10条** 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合

(休業補償に係わる障害)

**第11条** 条例第14条の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表に定める障害とする。

(葬祭補償の額)

**第12条** 条例第21条に規定する規則で定める金額は、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

(補償の請求方法)

**第13条** 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第13条において同じ。)を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、療養の給付請求書、療養補償請求書、休業補償請求書、傷病補償年金請求書、傷病補償年金変更請求書、障害補償年金・一時金請求書、障害補償変更請求書、介護補償請求書、遺族補償年金請求書、遺族補償年金前払一時金請求書、遺族補償一時金請求書、葬祭補償請求書又は未支給の補償請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(遺族補償年金の請求の代表者)

**第 1 4 条** 遺族補償年金を受ける権利を有する者が 2 人以上あるときは、これらの者は、そのうちの 1 人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

**第 1 5 条** 実施機関は、補償の請求書を受領した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

**第 1 6 条** 条例第 22 条において例によることとされる地方公務員災害補償法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書又は遺族補償年金支給停止解除申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあつては、これらの申請書及び年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行つた者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

**第 1 7 条** 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて管理者発行による年金証書を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

**第 1 8 条** 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷し

たときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を実施機関に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

**第 19 条** 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(定期報告)

**第 20 条** 年金たる補償を受ける者は、毎年 1 回 2 月 1 日から同月末日までの間に、障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状について、傷病（障害）の現状報告書又は遺族の現状報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

**第 21 条** 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
  - ア その負傷又は疾病が治った場合
  - イ その障害の程度に変更があつた場合
- (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合
- (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
  - ア 条例第 18 条第 1 項（同項第 1 号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合
  - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
  - ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が 55 歳に達したとき（条例第 17 条第 1 項第 4 号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第 17 条第 1 項第 4 号

に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき(55歳以上であるときを除く。)

- 2 補償を受ける権利を有する妻が死亡した場合は、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

(福祉事業の種類)

**第22条** 条例第23条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 外科後処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) アフターケアに関する事業
- (5) 休業援護金の支給
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給
- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給
- (12) 障害特別援護金の支給
- (13) 遺族特別援護金の支給
- (14) 傷病特別給付金の支給
- (15) 障害特別給付金の支給
- (16) 遺族特別給付金の支給
- (17) 障害差額特別給付金の支給
- (18) 長期家族介護者援護金の支給

2 条例第23条第2項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
- (2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
- (3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

(福祉事業の実施)

**第 2 3 条** 実施機関は、福祉事業をするに当たっては、その内容について管理者と協議しなければならない。

(福祉事業の申請等)

**第 2 4 条** 福祉事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対して、承認するかどうかを通知しなければならない。

### **第 3 章 審査会**

(審査会の招集等)

**第 2 5 条** 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各号に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、審査会が定める。

(審査の申立て)

**第 2 6 条** 補償の実施について不服がある者が、条例第 24 条第 1 項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が氏名を記載して、正副 2 通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属部局

(2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係

(3) 補償に関する当局の措置

(4) 申立ての趣旨

- (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
  - (6) 請求の年月日
- 3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、その都度その旨を速やかに審査会に届け出なければならない。

#### 第4章 雑則

(第三者の行為による災害についての届出)

**第27条** 補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、実施機関に届け出なければならない。

(旅費の支給)

**第28条** 条例第26条第1項の規定により出頭した者に対する旅費については、別に定める旅費を支給するものとする。

(通勤による災害に係る一部負担金)

**第29条** 条例第29条第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第三者の加害行為によつて、通勤による災害を受けた者
  - (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
  - (3) 休業補償を受けない者
  - (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者
  - (5) 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者
- 2 条例第29条第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあつては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額の場合はその額）に相当する額とする。

(実施機関の助力等)

**第30条** 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、みずから補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、職員の勤務する実施機関は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

- 2 職員の勤務する実施機関は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必

要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

3 前2項の規定は、福祉事業を受けようとする者について準用する。

(記録簿)

**第31条** 実施機関は、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿並びに遺族補償年金記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(附属様式)

**第32条** この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

(補則)

**第33条** この規則の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第11条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、条例第21条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第11条の規定にかかわらず、補償基礎額の60倍に相当する額とする。

3 条例付則第4条第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

4 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例付則第3条の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第22条において例によることとされる地方公務員災害補償法第29条第8項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあつては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、付則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年

金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例付則第3条の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例付則第3条の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第13条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

7 障害補償年金は、付則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が生じた月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から1年を経過する月以前の各月（付則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の

場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

- 9 条例付則第5条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

- 10 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

- 11 第13条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

- 12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、付則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

- 13 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

- 14 遺族補償年金は、付則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月

(条例付則第7条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が付則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が60歳(以下この項及び付則第18項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が付則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。)が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に付則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例付則第7条第3項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(付則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項の規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定

する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

- 1 6 実施機関は、条例付則第 4 条第 3 項、付則第 5 条第 3 項及び付則第 7 条第 3 項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 1 7 年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について条例付則第 8 条第 1 項に掲げる年金たる給付が支給されることとなつた場合、その給付の額が変更された場合又はその支給が受けられなくなつた場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。
- 1 8 第 19 条及び第 20 条の規定は、条例付則第 7 条第 1 項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第 19 条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族（条例付則第 7 条第 1 項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、60 歳に達しないものを含む。）」と、第 20 条第 1 項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

付 則（平成 16 年 12 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 5 月 11 日規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 11 月 20 日規則第 5 号）

この規則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 6 月 13 日規則第 2 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 1 月 6 日規則第 1 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 7 月 11 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は死期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

別表（第 11 条関係）

| 介護を要する状態区分 | 障 害                                                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常時介護を要する状態 | (1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの<br>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの<br>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例別表第 1 に定める第 1 級に該当する障害であつて前 2 号に掲 |

|                   |                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>                                                                                                                                 |
| <p>随時介護を要する状態</p> | <p>(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>(3) 条例別表第1に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p> |